

301-1-4 【財務】理論 | 企業会計制度と会計基準（一般原則）

目次 Contents

- ・企業会計原則 一般原則
- ・真実性の原則
- ・正規の簿記の原則
- ・資本取引・損益取引区分の原則
- ・明瞭性の原則
- ・継続性の原則
- ・保守主義の原則
- ・単一性の原則
- ・重要性の原則
- ・今日のまとめ

企業会計原則 一般原則

企業会計原則は、企業会計に関する一般的、包括的な会計基準を示すものです。企業会計原則の前文「企業会計原則の設定について」において、「企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準である。」（企業会計原則 前文二1）と示されています。

また、「企業会計原則は、公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基き財務諸表の監査をなす場合において従わなければならない基準となる。」（同二2）とされ、財務諸表監査の判断基準としての性格が示されているほか、「企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関する諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。」（同二3）として、企業会計に関する法令の改正等にあたっての拠り所として機能してきました。

しかしながら、企業会計原則は1982年以来修正されておらず、最終修正以降は、個別のテーマごとに会計基準の設定が行われています。その結果、個別の会計基準とは異なる内容が、企業会計原則に規定されたままとなっており、実質的に死文化している項目もあります。



補足 企業会計原則で死文化している規定の具体例

企業会計原則においては、「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。」（企業会計原則 第三 貸借対照表原則 五）と原価法を原則としていますが、金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）において、「資産の評価基準については「企業会計原則」に定めがあるが、金融商品に関しては、本会計基準が優先して適用される。」（同基準1項）としています。

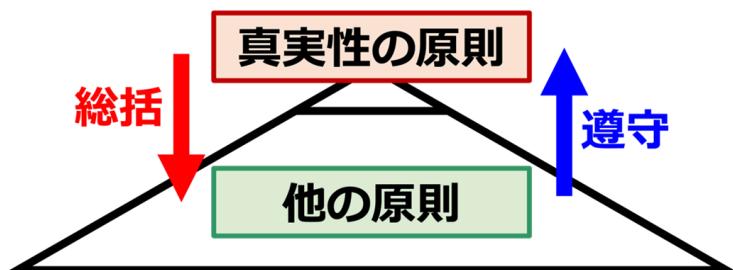
企業会計原則は、一般原則、損益計算書原則および貸借対照表原則とこれらに対する注解とから構成されています。一般原則では、企業会計全般に関する原則を規定しており、具体的な会計処理等の適用にあたっての一般的な指針を示しています。また、損益計算書原則、貸借対照表原則においても、一部の死文化している規定を除き、企業会計における基本原則が定められています。

一般原則には、**真実性の原則**、**正規の簿記の原則**、**資本取引・損益取引区分の原則**、**明瞭性の原則**、**継続性の原則**、**保守主義の原則**、**単一性の原則**の7つの原則が定められています。また、企業会計原則注解において**重要性の原則**が掲げられており、一般原則に準ずるものとされています。

真実性の原則

真実性の原則は、「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。」（企業会計原則 第一 一般原則 一）という原則です。

真実性の原則は、**企業会計の最高規範**であり、他の一般原則、損益計算書原則および貸借対照表原則を総括する原則です。他の一般原則、損益計算書原則および貸借対照表原則が遵守されることによって真実な報告がなされます。



ここで、真実性の原則における真実性とは、絶対的な真実ではなく、**相対的真実**をいいます。財務諸表は「記録された事実と会計上の慣習と個人的判断の総合的表現」であり、以下の事由から、会計における真実性が相対的真実にならざるを得ないとされています。

- ・会計目的は時代により変化するものであり、**会計目的が異なれば、会計情報の内容は異なります**。たとえば、資産を取得原価で評価すべきか、時価で評価すべきか、は会計目的によって異なります。
- ・同一の会計事実について、複数の会計処理の原則や手続きが認められている場合があります。この場合、**どの方法を採用するかによって会計数値は異なります**。

- 期間損益計算においては、会計処理にあたって、**主観的な見積もりや判断といった要素を排除することができません**。たとえば、貸倒引当金の設定においては、将来の貸倒れを見積もることが前提となっており、その見積もりは企業の主観的なものとならざるを得ません。

正規の簿記の原則

正規の簿記の原則は、「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」（企業会計原則 第一一般原則二）という原則です。

正規の簿記の原則においては、日々の帳簿記録が**一定の要件に従った正確な会計帳簿の作成**によってなされることを要求しています。

正確な会計帳簿の作成のために従うべき一定の要件は、会計記録の**網羅性、検証可能性、秩序性**の3つです。

網羅性	会計帳簿に記録すべき事実を漏れなく正確に記帳すること
検証可能性	取引事実を裏付ける 客観的な証拠に基づいて 記録すること
秩序性	会計帳簿への記録を一定の法則に従って 体系的に秩序正しく 行うこと

また、正規の簿記の原則は、一定の要件に従った正確な会計帳簿の作成を要求していることから、財務諸表の作成においては、正確な会計帳簿を基礎として誘導的に作成されること、すなわち、財務諸表を**誘導法**により作成することが要求されていると解することができます。



補足 棚卸法と誘導法

財務諸表の作成方法には、棚卸法と誘導法があります。**棚卸法**とは、期末にすべての資産、負債の実地調査に基づく財産目録を作成し、これに基づいて財務諸表を作成する方法です。一方、**誘導法**とは、帳簿記録を基礎として財務諸表を作成する方法です。

正規の簿記の原則では、会計帳簿の作成が要求されていますので、帳簿記録を基礎として財務諸表を作成する方法である誘導法も要求していると解されています。

資本取引・損益取引区分の原則

資本取引・損益取引区分の原則は、「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」（企業会計原則 第一一般原則三）という原則です。また、企業会計原則注解において、「資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰余金、すなわち利

益の留保額であるから、両者が混同されると、企業の財政状態及び経営成績が適正に示されないことになる。」（企業会計原則注解 注2(1)）と規定されていることから、剰余金区分の原則とも呼ばれます。

資本取引・損益取引区分の原則は、企業の元手である**払込資本**（資本金、資本剰余金）と、運用の成果である**留保利益**（利益剰余金）を明確に分けることを要求する原則です。



補足 資本取引と損益取引

資本取引とは、増資などのような、企業の株主資本を直接的に増減させる取引をいいます。損益取引とは、企業の利益獲得のための取引をいい、その結果、企業の株主資本（利益剰余金）を間接的に増減させる取引を言います。

明瞭性の原則

明瞭性の原則は、「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。」（企業会計原則 第一 一般原則 四）という原則です。企業の利害関係者などの財務諸表利用者が企業の財政状態や経営成績といった企業の状況の判断を誤らないように報告することを要求しています。

具体的な適用例には、以下のような事項があげられます。

・損益計算書及び貸借対照表の区分表示

「損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。」（企業会計原則 第二 損益計算書原則 二）

「貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の3区分に分け、さらに資産の部を流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。」（企業会計原則 第三 貸借対照表原則 二）

・総額主義

「費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。」（企業会計原則 第二 損益計算書原則 一 B）

「資産、負債及び資本は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。」（企業会計原則 第三 貸借対照表原則 一 B）

・重要事項の注記

「受取手形の割引高又は裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務、債務の担保に供している資産、発行済株式1株当たり当期純利益及び同1株当たり純資産額等企業の財務内容を判断するために重要な事項は、貸借対照表に注記しなければならない。」（企業会計原則 第三 貸借対照表原則 一 C）など

・重要な会計方針の開示

「財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない。会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並び

に表示の方法をいう。」（企業会計原則注解 注1-2）など

・重要な後発事象の開示

「財務諸表には、損益計算書及び貸借対照表を作成する日までに発生した重要な後発事象を注記しなければならない。後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものをいう。重要な後発事象を注記事項として開示することは、当該企業の将来の財政状態及び経営成績を理解するための補足情報として有用である。」（企業会計原則注解 注1-3）など

重要な後発事象の例としては、次のようなものがあります。

- イ 火災、出水等による重大な損害の発生
- ロ 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
- ハ 会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受
- ニ 重要な係争事件の発生又は解決
- ホ 主要な取引先の倒産

・附属明細表の作成

附属明細表は主要な項目についての明細表であり、財務諸表等規則において、附属明細表の種類として、次のものが掲げられています。

有価証券明細表、有形固定資産等明細表、社債明細表、借入金等明細表、引当金明細表、資産除去債務明細表

継続性の原則

継続性の原則は、「企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。」（企業会計原則 第一 一般原則 五）という原則です。

現在の企業会計においては、同一の会計事実について複数の会計処理方法が認められている場合があります。このとき、企業は認められた会計処理方法の中から実態を反映すると判断した会計処理方法を選択します。そのため、**同一の会計事実であっても、選択した会計処理方法によって、会計数値は異なることになります。**

例) 払出単価の算定方法、減価償却方法 など

そのため、企業会計原則注解において、継続性の原則の必要性について次のように示されています。「企業会計上継続性が問題とされるのは、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められている場合である。このような場合に、企業が選択した会計処理の原則及び手続を毎期継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、この結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。従って、いったん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならない。」（企業会計原則注解 注3）

また、継続性の原則によって会計処理方法の首尾一貫性が担保されることにより、財務諸表の相対的真実性が確保されるため、**真実性の原則を支える重要な原則**であるといえます。

保守主義の原則

保守主義の原則は、「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。」（企業会計原則 第一 一般原則 六）という原則です。

企業会計においては、人為的に会計期間を区切って期間損益計算が行われています。そのため、会計処理上、将来生じる事象についての主観的な見積もりや判断が介入しています。また、同一の会計事実について、複数の会計処理方法が認められている場合があります。保守主義の原則は、主観的な見積もりや判断を行う場合に、収益、資産は控えめに計上し、費用、負債は積極的に計上することとして、利益を控えめに計上し、**企業の財務的な健全性を確保**しようとしています。

しかし、利益を控えめに計上する保守的な会計処理が過度に行われると、真実な報告を歪めることになります。保守主義の原則は、一般に公正妥当と認められる会計基準の範囲内で行われ、**過度の保守主義は禁止**されています。

单一性の原則

单一性の原則は、「株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。」（企業会計原則 第一 一般原則 六）という原則です。

財務諸表は利用目的に応じて報告形式が異なる場合などがあります。单一性の原則は、形式はその目的により多元であっても実質的な内容は同一（**実質一元**）であることを要求しています。

重要性の原則

企業会計原則注解においては重要性の原則について定めています。重要性の原則は、「企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。」（企業会計原則注解 注1）と規定しています。

重要性の原則は、ある項目の性質や金額の多寡からみて重要性が乏しいと判断される場合に、簡便的な処理を認めることで、**事務上の経済性を優先**させたものです。

重要性の原則の適用例としては、次のようなものが例示されています。

- (1) 消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品等の買入時又は払出時の費用処理
- (2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益の未計上
- (3) 引当金の未計上
- (4) 付随費用の取得原価への不算入
- (5) 分割返済の定めのある長期の債権又は債務のうち、期限が1年以内に到来するものの流動資産又は流動負債への振替え省略

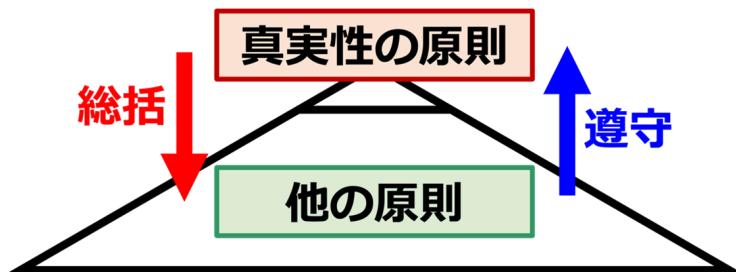
今日のまとめ

●企業会計原則 一般原則

一般原則には、**真実性の原則**、**正規の簿記の原則**、**資本取引・損益取引区分の原則**、**明瞭性の原則**、**継続性の原則**、**保守主義の原則**、**単一性の原則**の7つの原則が定められています。また、企業会計原則注解において**重要性の原則**が掲げられており、一般原則に準ずるものとされています。

●真実性の原則

真実性の原則は、**企業会計の最高規範**であり、他の一般原則、損益計算書原則および貸借対照表原則を総括する原則です。他の一般原則、損益計算書原則および貸借対照表原則が遵守されることによって真実な報告がなされます。



ここで、真実性の原則における真実性とは、絶対的な真実ではなく、**相対的真実**をいいます。

●正規の簿記の原則

正規の簿記の原則においては、日々の帳簿記録が**一定の要件に従った正確な会計帳簿の作成**によってなされることを要求しています。

正確な会計帳簿の作成のために従うべき一定の要件は、会計記録の**網羅性**、**検証可能性**、**秩序性**の3つです。

●資本取引・損益取引区分の原則

資本取引・損益取引区分の原則は、企業の元手である**払込資本**（資本金、資本剰余金）と、運用の成果である**留保利益**（利益剰余金）を**明確に分ける**ことを要求する原則です。

●明瞭性の原則

企業の利害関係者などの財務諸表利用者が企業の財政状態や経営成績といった企業の状況の判断を誤らないように報告することを要求する原則です。

●継続性の原則

継続性の原則は、「企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。」という原則です。また、継続性の原則によって会計処理方法の首尾一貫性が担保されることにより、財務諸表の相対的真実性が確保されるため、**真実性の原則を支える重要な原則**です。

●保守主義の原則

保守主義の原則は、主観的な見積もりや判断を行う場合に、収益、資産は控えめに計上し、費用、負債は積極的に計上することとして、利益を控えめに計上し、**企業の財務的な健全性を確保**することを目的とした原則です。

●単一性の原則

財務諸表は利用目的に応じて報告形式が異なる場合などがあります。単一性の原則は、形式はその目的により多元であっても実質的な内容は同一（**実質一元**）であることを要求しています。

●重要性の原則

重要性の原則は、ある項目の性質や金額の多寡からみて重要性が乏しいと判断される場合に、簡便的な処理を認めることで、**事務上の経済性を優先**させたものです。